

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1957号

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（規則第6-45号）の一部を次のように改正する。

別表第9を次のように改める。

別表第9

経験年数換算表

経歴		換算率
国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）	10割
	その他の期間	10割以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		10割以下
その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	10割以下
	その他の期間	2割5分以下（部内の他の職員との均衡を著しく失う場合及び教育職員については、5割以下）

備考 級別資格基準表又は初任給基準表に本表と異なる定めをした場合は、その定めによるものとする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。